

定期試験当日の電車遅延について

< 試験当日は不測の事態に備え、余裕を持って登校しましょう。>

もし、試験当日に電車の遅延に遭った場合は、以下の要領で対応してください。

試験日に大学へ向かう際、**20分を超える電車の遅延**により遅刻をする場合は、必ず当該試験日当
日に駅で遅延証明書を受け取り、下記の手続きをしてください。

<遅延証明書について>

遅延証明書を受領する際は、**日付・時間等の必要項目が記入されているか確認してください。**

日付・時間等が記入されていないと、原則として未受験申請の対象になりません。

大学から駅に記載内容の確認をすることがあるので、自分で記入せず、必ず駅員の方に記入して
もらってください。

■ 試験開始後20分以内に到着した場合

⇒ 試験教室に向かってください。20分までの遅刻は、未受験申請の対象となりませんので、そのまま
受験してください。

★ **到着時間の判断に悩む場合は、まず試験教室へ行き、試験監督の指示に従ってください。**

■ 試験開始後20分を超えて到着した場合

⇒ 遅延証明書を持って、**登校後すぐに**、富士見ゲート3階の試験実施本部に来てください。試験実
施本部への到着時間等を確認し、未受験申請に該当するか判断します。事務での未受験申請に
関する諸条件の確認後、未受験申請に該当する場合は、学部窓口で手続きを取ってください。
(すべてのケースが無条件に未受験申請に該当するとは限りませんので、ご注意ください。)

<注意事項>

- 自宅以外 (大学に登録してある住所以外) より登校した場合、電車遅延による遅刻をしても、未
受験申請の手続きはできません。（通学定期券の区間外、学生証裏面に記載されている通学区
間外の遅延についても認められませんので、ご注意ください。学生証裏面の通学区間は、必ず記載
しておいてください）。

- 下記のようなケースは、未受験申請の対象となりませんので、ご注意ください。

<発生例> 1 時間に定期試験がある場合で 1 時間に間に合うように家を出た場合

通学定期券の区間内（下記①・×印）で遅延が発生している場合で、自己判断により迂回乗車した路線（下記②・×印等）でも遅延が発生し、迂回乗車した区間の遅延証明書を入手することはできたが、大学へ到着したのは試験開始後 20 分を越えてしまった場合。

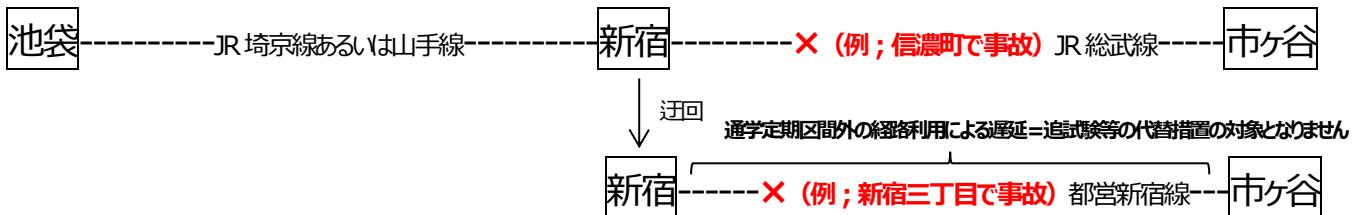
⇒ **遅延証明書で証明されている遅延は、迂回乗車した通学定期券の区間外、学生証裏面に記載されている通学区間外のため、追試験等の代替措置の対象外となります。**

<この場合の対応>

未受験申請の対象となるのは、通学定期券の区間内、学生証裏面に記載されている通学区間内での遅延で、遅延証明書でその区間内の遅延が証明される場合のみになります。**振替輸送や自己判断による迂回乗車等による遅延は、本制度の対象とはなりません**のでご注意ください。

なお、事故や自然災害等で大規模な遅延が発生した場合は、法政大学公式 Twitter で当日の試験開始時間等についてお知らせしますので、確認してください。

通学定期券（池袋 - 市ヶ谷（新宿経由 JR 線利用））



- 遅れた時間以上の遅延証明（例えば試験開始から 30 分遅れた場合は、30 分以上の遅延証明）でなければ認められません。つまり、**初めから遅刻入室を想定して登校した場合は認められない**ということです。
- 当該試験日の翌日以降に申し出ても、未受験申請の手続きは取れません。
- 電車遅延以外については、履修の手引きを確認してください。
- 渋滞等によるバスの遅延は、対象外です。
- **公開科目等で他キャンパスに向かう際の遅延**については、遅延証明書を入手した上で、**当該試験日翌日までに所属学部で相談してください。**
- 不明な点や判断に迷う場合は、**自己判断せず**、必ず学部窓口へ確認してください。

問い合わせ先 人間環境学部窓口 TEL : 03-3264-9327

法政大学公式 Twitter : https://twitter.com/hosei_pr ※当日の試験実施に関するお知らせがある場合は、こちらからも情報を発信します。